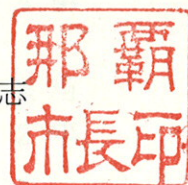


産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託の制限付一般競争入札の
実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志



1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
- (2) 履行場所 ①那覇市役所仮庁舎（所在地：那覇市上之屋1-2-1）
②新都心銘苅庁舎（所在地：那覇市銘苅2-3-1）
③真和志庁舎（所在地：那覇市寄宮2-32-1）
④喜納ビル（所在地：那覇市泉崎1-4-10）
⑤那覇市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎1-1-1）
- (3) 履行内容 本庁舎への引越しに伴い、上記(2)の履行場所から排出される産業廃棄物を収集運搬し処分する。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等の定めに従い適正に処理することを目的とする。
- (4) 履行期間 契約の日から平成25年3月31日まで
- (5) 排出予定量 35,000kg
- (6) 廃棄物の種類 混合廃棄物（廃プラスチック類、金属くず類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、繊維くず）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 沖縄県内に本店があること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日第137号）第14条に基づき、前記1(6)の廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬及び処分に関する沖縄県知事の許可を得ていること。
- (3) 沖縄県知事より産業廃棄物の収集運搬及び処分について行政処分を受

けていないこと。

- (4) 営業実績が2年以上あること。
- (5) 那覇市の市税を完納していること。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託契約事項・仕様書の配布期間及び配布方法

配布期間 平成24年11月30日（金）～平成24年12月18日（火）
配布方法 那覇市ホームページによりPDFファイルにて提供

4 業務委託契約事項・仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成24年12月3日（月）～平成24年12月7日（金）
質問方法 質問書（市様式）をE-Mailで送信すること。
提出先 那覇市総務部管財課
E-Mail : s-kanzai001@neo.city.naha.okinawa.jp
回答方法 平成24年12月12日（水）午後5時15分までに那覇市ホームページに掲載

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成24年12月19日（水）
15時00分受付開始 15時15分入札開始
場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階 管財課入札室

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

7 入札金額

入札金額は、前記1(2)に記載する履行場所から排出が見込まれる35,000kgの産業廃棄物を収集運搬し、処分を請け負った場合の見積り金額(消費税抜き)を記入すること。

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、下記のとおり入札前までに見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、那覇市契約規則第12条第1項の規程に該当する場合は免除とする。なお、那覇市契約規則第12条第1項の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類(入札保証保険契約に係る保険証券等)を入札受付時に提出すること。

(1) 平成24年12月19日(水)午前10時までに、入札保証金納付申請書(市様式)を記入の上、管財課へFAXにより通知すること。

(FAX番号: 862-9352)

(2) 管財課が発行する納付書により、金融機関にて納めること。

(3) 入札受付時に、前記(2)で納めた領収書を提示すること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

(1) 入札資格審査申請書

(2) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)

(3) 業務実績表(市様式)

(4) 商業登記簿

(5) 印鑑証明書

(6) 納税証明書

※那覇市に本店又は支店のある場合は、市税の完納証明書。事業所等が他市町村にある場合は、その所在地の完納証明書(市町村民税の非課税、又は、滞納がないことを証明するものに限る。)

(7) 労働保険(労災・雇用)加入証明書

(8) 社会保険(健康保険・更正年金保険)加入証明書

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日第137号)第14条に基づく産業廃棄物の収集運搬及び処分にかかる沖縄県知事が発行する許可証の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 契約保証金

落札者は、本契約の締結と同時に契約保証金として契約金額（年額）の100分の10に相当する額を甲に納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則（昭和46年那覇市規則第13号）第4条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結したときは、この限りでない。

13 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

14 お問い合わせ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352